

「天皇陛下御即位記念定期預金」の商品概要説明書

大阪協栄信用組合

1. 商品名		自由金利型定期預金「M型」 ＜スーパー定期 1000 (天皇陛下御即位記念定期 1000)＞	自由金利型定期預金「M型」 ＜スーパー定期 300 (天皇陛下御即位記念定期 300)＞
単利型			
2. 販売対象		個人のお客様	
3. 販売期間		令和元年5月13日から令和元年8月30日までの期間限定 但し、期間中であっても預入総額300億円達成した場合には販売を終了します。	
4. 期間		<ul style="list-style-type: none"> ・1年のみ ・満期日指定方式は不可 	
5. 預入	(1) 預入方法	期間中新たな資金※で一括でのお預入れ ※定期預金の満期金または中途解約金による（当該資金の現金による払出後の現金お預け入れを含む）お預け入れはできません。	
	(2) 預入金額	1,000万円以上3,000万円以下	300万円以上1,000万円未満
	(3) 預入単位	1円単位	
6. 払戻方法		満期日以降に一括して払戻します。	
7. 自動継続		本商品は自動継続のみのお取扱いとなります。 満期日までに継続を停止するお申し出がない場合には、満期日に当初預入時と同じお預入期間で自動的に継続します。元利継続あるいは元本継続のお取扱いができません。	
8. 利息	(1) 適用金利	年 0.55%	年 0.35%
	上記優遇金利は、初回お預入時に限り適用します。満期後は同期間(1年)で継続し、ご継続時点の店頭表示金利が適用されます。		
	(2) 利払方法	満期日以降に一括してお支払いします。	
	(3) 計算方式	付利単位1円とし、1年を365日とする日割計算。	
(4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息に対し20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息に対しては、復興特別所得税（0.315%）が付加されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 		
9. 期限前解約（中途解約）			
	(1) 解約の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率で預入日から解約日の前日までの日数計算をした利息（期限前解約利息）から税金を差し引き、元本と合わせてお支払します。	
	(2) 中途解約利率	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の預入期間が6カ月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・実際の預入期間が6カ月以上1年未満の場合 約定利率×50% 	
	(3) 解約手数料	いたしません。	
10. 苦情処理措置・紛争解決措置		<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申出ください。 【大阪協栄信用組合総務部】 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：06-6644-6101 所在地：〒542-0073 大阪市中央区日本橋2-9-18 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.osaka-kyoei.co.jp/ 苦情等のお申出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受付けています。 【大阪地区しんくみ苦情等相談所（一般社団法人 大阪府信用組合協会）】 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日を除く） 	

	<p>受付時間：午前9時～午後5時 電話：06-6941-1441 所在地：〒540-0026 大阪府中央区内本町2-3-9</p> <p>【しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）】 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1</p> <p>・紛争解決措置 公益社団法人 民間総合調停センター（電話：06-6364-7644）、 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部 またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまが直接、民間総合調停センターや 仲介センターへ申し出ることも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東 京以外の地域のお客さまからの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利 な地域で手続を進める方法があります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地 と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください い。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p>																		
<p>11. その他参考となる事項</p> <table border="1" data-bbox="217 1021 1513 1413"> <tr> <td data-bbox="217 1021 443 1122">(1) 期限後利息</td> <td colspan="2" data-bbox="443 1021 1513 1122">満期日までに継続を停止するお申し出がない場合には、満期日に当初預入時と同じお預入期間で自動的に継続します。継続を停止された場合の満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 1122 443 1178">(2) 一部解約</td> <td colspan="2" data-bbox="443 1122 1513 1178">一部解約・一部引出はできません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 1178 443 1234">(3) 証書</td> <td colspan="2" data-bbox="443 1178 1513 1234">本商品は、証書でのお取扱いがございません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 1234 443 1290">(4) 預金保険制度</td> <td colspan="2" data-bbox="443 1234 1513 1290">預金保険の対象（定額保護）となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 1290 443 1357">(5) マル優</td> <td data-bbox="443 1290 979 1357">本商品は、預入金額が1,000万円以上となりますので、マル優のお取扱いはできません。</td> <td data-bbox="979 1290 1513 1357">マル優制度の条件を満たす個人のお客様は、マル優のお取扱いができます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 1357 443 1413">(6) 総合口座</td> <td colspan="2" data-bbox="443 1357 1513 1413">本商品は、総合口座でのお取扱いに限らせていただきます。</td> </tr> </table>	(1) 期限後利息	満期日までに継続を停止するお申し出がない場合には、満期日に当初預入時と同じお預入期間で自動的に継続します。継続を停止された場合の満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。		(2) 一部解約	一部解約・一部引出はできません。		(3) 証書	本商品は、証書でのお取扱いがございません。		(4) 預金保険制度	預金保険の対象（定額保護）となります。		(5) マル優	本商品は、預入金額が1,000万円以上となりますので、マル優のお取扱いはできません。	マル優制度の条件を満たす個人のお客様は、マル優のお取扱いができます。	(6) 総合口座	本商品は、総合口座でのお取扱いに限らせていただきます。		
(1) 期限後利息	満期日までに継続を停止するお申し出がない場合には、満期日に当初預入時と同じお預入期間で自動的に継続します。継続を停止された場合の満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。																		
(2) 一部解約	一部解約・一部引出はできません。																		
(3) 証書	本商品は、証書でのお取扱いがございません。																		
(4) 預金保険制度	預金保険の対象（定額保護）となります。																		
(5) マル優	本商品は、預入金額が1,000万円以上となりますので、マル優のお取扱いはできません。	マル優制度の条件を満たす個人のお客様は、マル優のお取扱いができます。																	
(6) 総合口座	本商品は、総合口座でのお取扱いに限らせていただきます。																		

(令和元年5月13日現在)